



はぐくみ企業年金

# はぐくみ企業年金の資産管理について

資料雛形

当資料は、福祉はぐくみ企業年金基金に加入する皆様に向けて作成・開示するものです。当基金の許可なく、当基金に未加入の事業所及び、無関係の法人・人物への展開等を行うことは固く禁止いたします。また、当資料の情報の転載、複製、改変等は禁止いたします。

当資料は、はぐくみ企業年金へ拠出された資産（掛金）の流れ、取扱いをご説明するものです。

はぐくみ企業年金事務局では、掛金取扱いに係るガバナンス等を強化し、大切な資産が悪意にさらされる可能性を最大限排除する仕組みを採用しております。

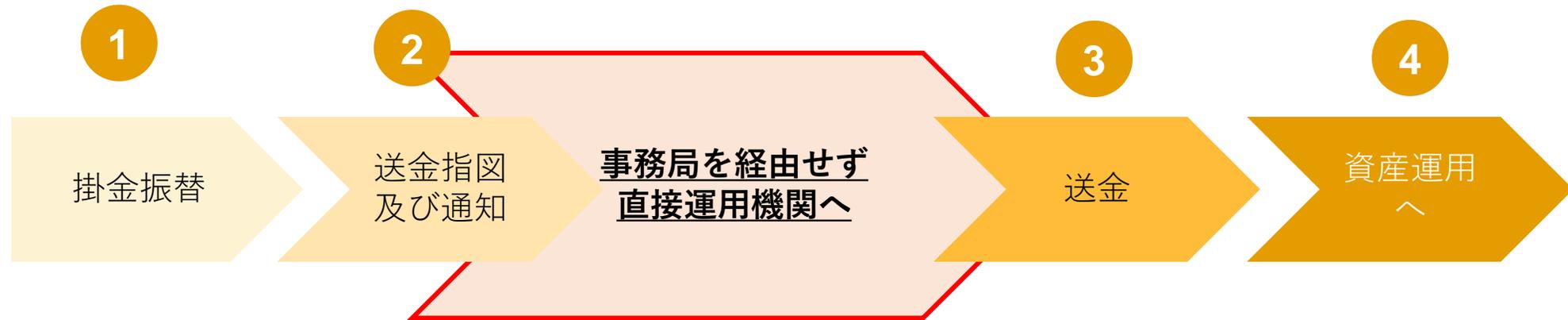
また、はぐくみ企業年金の資産の保全性については、様々な監査の仕組み（厚生労働省監査／監事監査／自主監査等）にあわせ、定例重要会議（代議員会／理事会／資産運用委員会）にて適正な取り扱いを定めることにより、年々強化されております。

これからも、基金の理念に基づき、加入者様の権利を守り、安心できる年金サービスの提供に努めてまいります。

福祉はぐくみ企業年金基金 事務局

1. はぐくみ企業年金の資産の流れ
2. 掛金の取扱いについて
3. 信頼性について
4. 参考：制度運営の健全性・適切性について

## [ 大まかな資産の流れ ]



- ① 事業所様ご指定の口座から、毎月22日に掛金の振替を行います（収納代行委託先：(株)日本共同システム）。
- ② 運用幹事会社（第一生命）へ、当月の掛金の送金通知・指図を送信します。
- ③ ②で行った通知のとおり資産が送金されますが、事務局を經由することなく、直接、運用幹事へ即日送金されます。  
※なお、①～③の期間は2週間ほどございますが、収納代行後の集金事務に係る期間です。基金には送金されることはありません。
- ④ 代議員会にて議決された資産運用先へ、運用幹事が他の運用管理機関へ資産を振り分け、資産運用が開始されます。

## [ ① 掛金振替 ・ ② 送金指図及び通知 ]

はぐくみ企業年金基金では、掛金収納業務を「株式会社日本共同システム（以下、NKSという。）」に委託しております。事務局職員の手による不正流用等があらはならない為、原則、NKSへの指図は、第3者機関が作成したデータに基づき、稟議決裁がなされます。



- ① 掛金は、第3者機関（加入者データ管理事務委託先：セキュリティ情報研究所）が計算し、基金へ送付します。
- ② ①の第3者機関からの提供データと、基金作成の掛金データを突合チェックし、理事長が決裁します。  
あわせ、前ページ「②送金指図及び通知」についても、このとき決裁がなされます。
- ③ ②にて決裁承認を得た第3者機関作成のデータを、NKSのシステム上にアップロードします。
- ④ 第3者にて計算及び、提供なされたデータをもとに業務を実施し、収納実行となります。

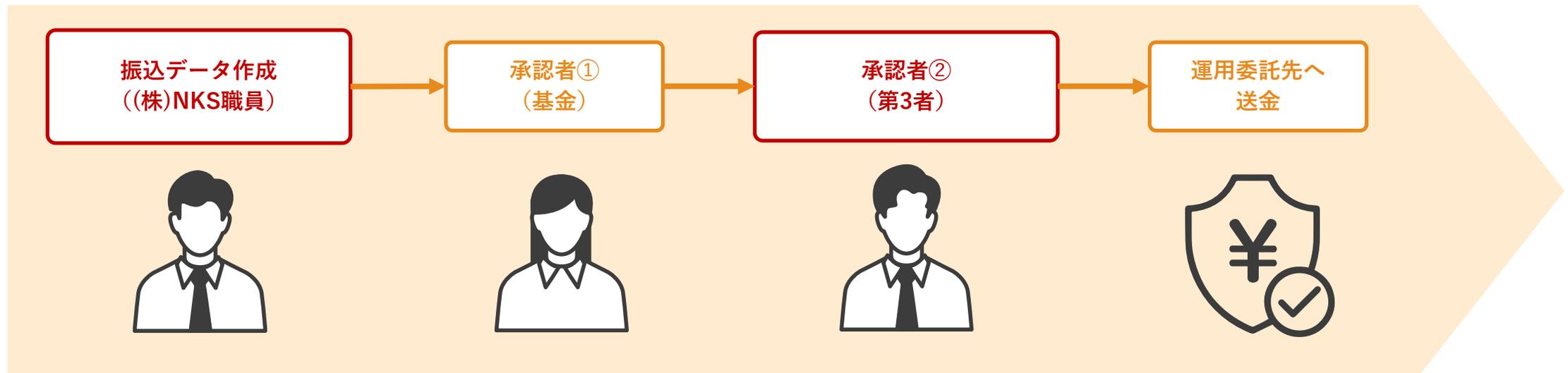
# 掛金の取扱いについて

## [ ③ 基金へ着金 ・ ④ 送金 ]

皆様の大切な掛金が悪意にさらされることを防ぐため、第3者機関を通じた資産移動の仕組みを採用しております。

この仕組みにより、事務局職員が掛金に直接触れることなく、安心・安全に運用委託先（生保・信託）へ掛金が送金されます。

また、万が一の不正（結託等）を防止するため、事務局職員以外の承認者を設置し、より安全性を高めております。



※1) 振込データ作成者は、収納代行委託契約に基づき、P.3-②にて決裁されたデータをもとに振込データを作成いたします。

また、NKS職員アカウントは、振込データの作成のみが可能であり、決められた振込先にしか振込申請できない仕組みです。

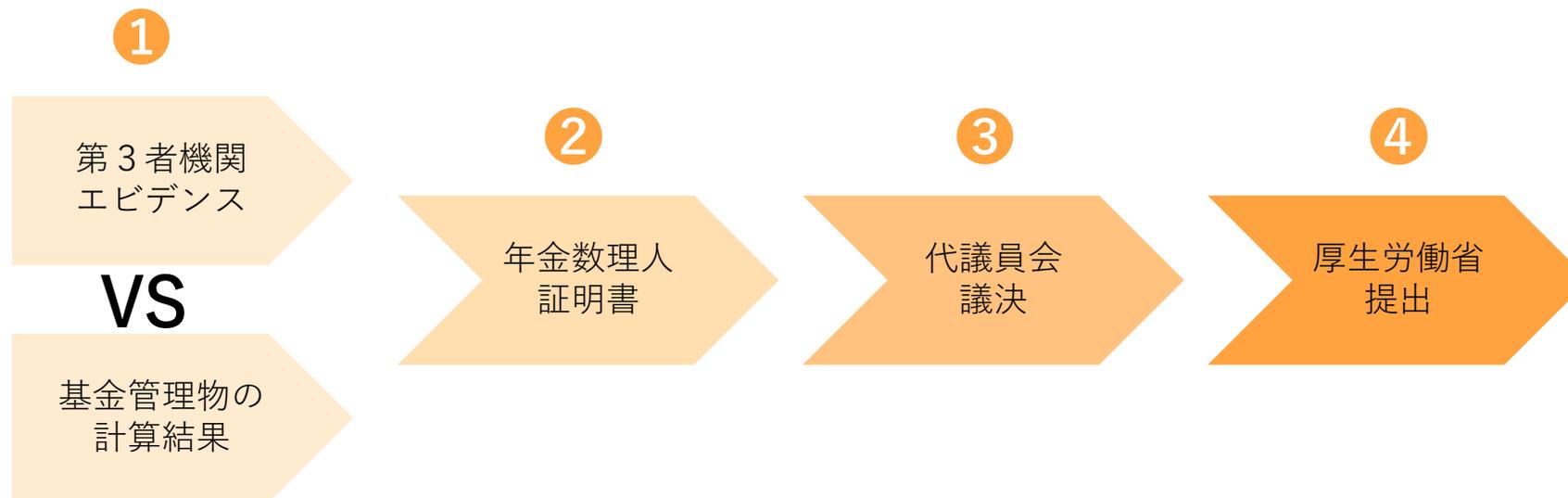
※2) 基金事務局では、振込承認作業以外のその他作業は実施することができないアカウントを利用しております。

## [ 基金の決算 ]

企業年金制度の決算は、毎年7月末までに厚生労働大臣宛て、決算に係る書類一式を送付する義務があります。

決算は、法に定める基準及び、第3者機関（生保・信託・その他委託先）からの証跡（証憑）をもとに実施することが求められております。

また、年金数理人の決算証明の添付が必須なことから、粉飾等の不正は、限りなく不可能な仕組みとなっております。



※1) (決算のみならず) 企業年金基金は、制度運営上の健全性・信頼性が証明されなければ、厚生労働大臣の認可を受けることはできません。

※2) はぐくみ企業年金は、設立来、決算関連及び、制度運営に関する厚生労働省からの指摘事項はございません。

## [ 監督官庁の監査 ]

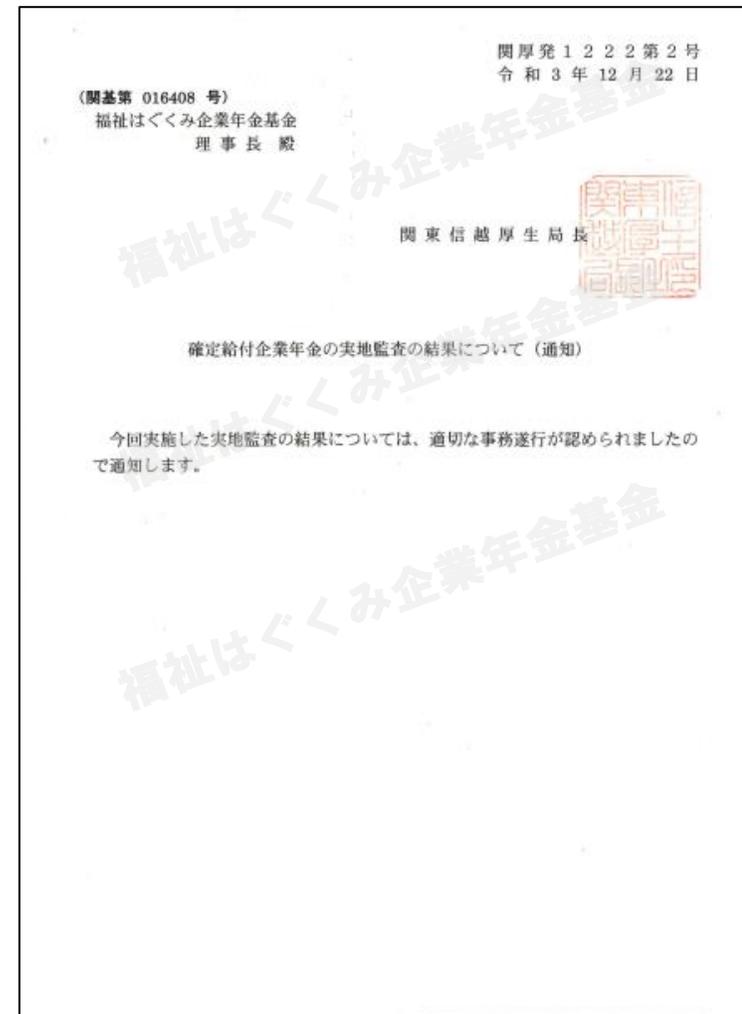
私的年金基金であり、且つ総合型基金（※1）である当基金は、3年に一度、厚生労働省の実地監査を受ける対象であります。

実地監査では、規約の正当性、掛金の取扱いの適切性、総合的なガバナンス面等を、法（監査基準）に則り実施致します。

当基金では、2021年12月に初回の実地監査の結果、特に指摘事項はございませんでした（※2）。

※1）複数の事業主が共同して1つの企業年金制度を実施する企業年金

※2）指摘事項については、数カ所の指摘を記載される基金が多いことが実状です。

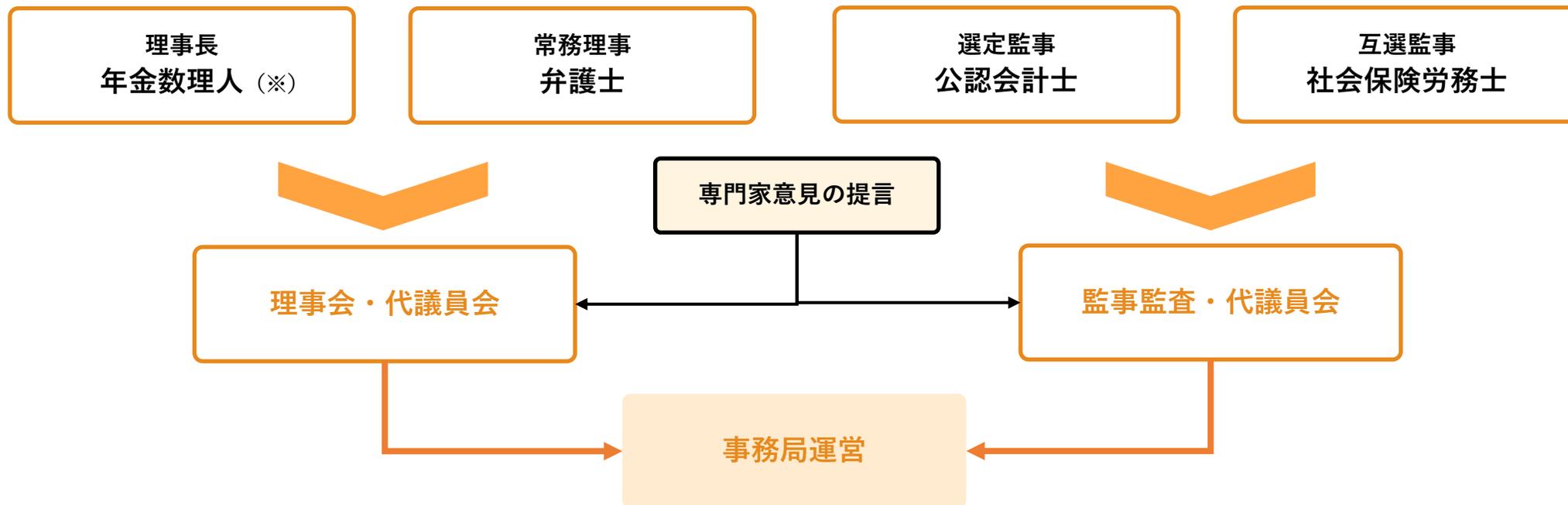


# 参考：制度運営の健全性・適切性について

## [ 基金役員について ]

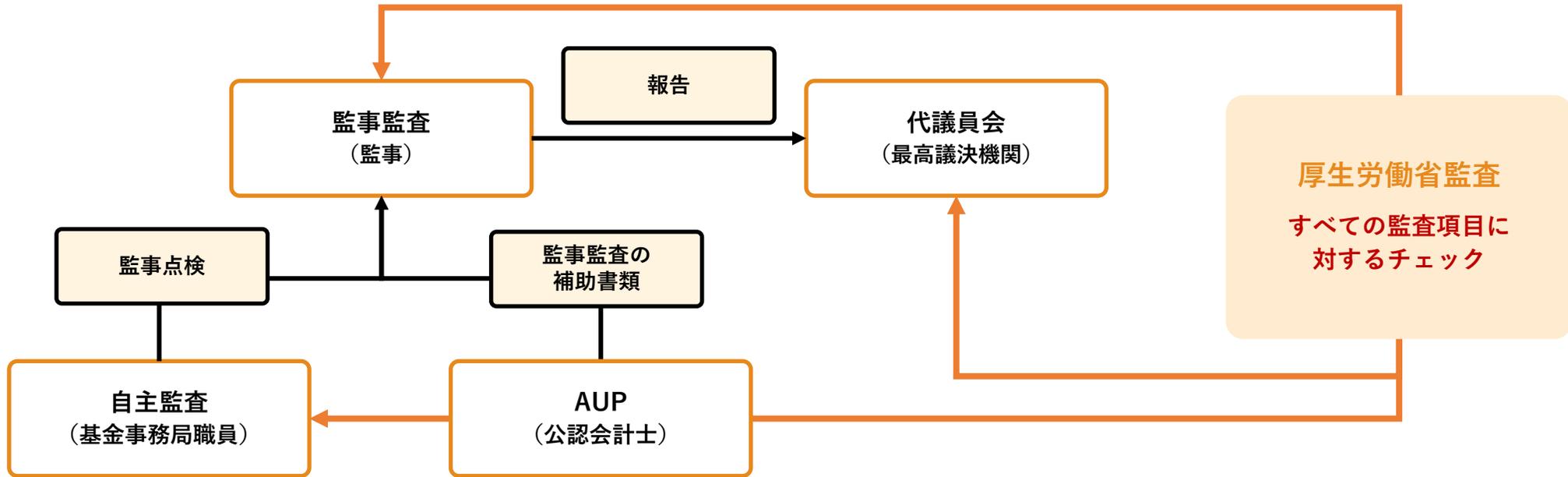
(※) 年金数理人とは

受給権の保全および年金財政の健全性を確保すべく、企業年金の主体的な財政運営に資するように、年金数理業務を行う専門家を「年金数理人」といいます。



はぐくみ企業年金では、制度運営の健全性を維持・向上するため、様々な分野の専門家意見を踏まえ、運営しております。重要な会議等にて、各分野の専門家たる役員意見も踏まえたうえ、運営の健全性をより高めるための決定が行われます。基金事務局は、重要会議での議決内容に基づき、窓口運営を行います。

## [ 監査の仕組みについて ]



はぐくみ企業年金は、総合型基金に属するため、毎年AUP（簡易的な自主監査）を実施する必要があります。AUPの報告書及び内容は監事にのみ開示され、当該報告書を参考に監事が事務局の監査を実施します。監事の監査結果は、毎年代議員会に報告され、厚生労働省へ報告を行います。また、厚生労働省監査では、全項目に対し、法令に則った実地監査が実施されます。